森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

森林 1の間: 伐等 \dot{O} 実施 \mathcal{O} 促進に関する特別措置法 (平成二十年法律第三十二号) の 一 部を次のように改正 す

る。

第 条 中 「平成三十二年度」 を「令和十二年度」 に、 「作成及び」を 「作成並びに」 に改め、 「特定増殖

事業計画」の下に「及び特定植栽事業計画」を加える。

第二条第一項及び第二項中「平成三十二年度」を「令和十二年度」 に改め、 同条に次の一項を加

4 この 法律に おいて 「特定: 植栽事業」 とは、 特定間伐等のうち増殖 した特定母 樹 か ら採取され た種 穂 カゝ 5

育成され た苗 木 (以 下 「特定苗 木 という。 \mathcal{O} 植栽 (以 下 「特定 植 栽 という。 を行う事 業を う。

第三条第二項 中第六号を第七号とし、 第五号を第六号とし、 第四号を第五号とし、 同 項第三号中 前

の 下 に ∇ 区域における特定植栽事業 不の実施 に関する基本的な事項その他の第二号」 を加え、 同号を同項第

四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前号の区域のうち特定植栽の実施を促進すべき区域の基準

第三条第四項中 「第三号」 を 「第四号」に、 「第六号」を 「第七号」 に改める。

える。 。

12 同 ŧ に、 条第 第四 ょ n 第三項各号に掲 条中第六項を第七項とし、 同 五. 項 項とし、 各号に · 掲 げ 同 条 る 第 げ る事 事 三項 項 を定 中 項 人に係 前 第五 \Diamond た 項 る部分に 場 第 項を第六項とし、 合に 号」 0 あ を 7) 0 7 7 は、 第二 は 関 当 項 同 係 条第四 該 第 市 事 町 号 村 項を含む。)」 項中 長 に \mathcal{O} 意見 改 協 め、 を 議 聴 しなけれ を加 事 カゝ 項」 な え、 け ば \mathcal{O} れ 下 ば を 第 に に改 九 協 \neg 条 **(前** 第 議 め するとと 項 項 同 \mathcal{O} 規 項 を 定

3 前 項 第二号 か ら第四号までに掲 げ Ś 事 項に は、 特定植物 裁に 関する次に掲げ る事 項を定めることができる。 号に

お

7

て

を

「以下」

に改

め、

同

項

を

同

条第四項とし、

同

条第二項の次に次

の 一

項を加

える。

一 特定植栽の実施を促進すべき区域

前 号 \mathcal{O} 区 域 に お け る 特 定 植 栽 事 業 \mathcal{O} 実 施 方法 に 関 す る 事 項

三 第 号 \mathcal{O} 区 域 に お け る 特 定 植 栽 事 業 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} 促 進 \mathcal{O} た \otimes \mathcal{O} 方 策 に 関 す Ź 事 項

第五 条 第 八項 中 「第三 項 を 「第四 項」 12 改 め、 同 頂を同 条第九項とし、 同 条中 第三項から第七 項までを

一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 定 植 その 栽 促 区 進 域 区 \mathcal{O} . 域 全 部 とい 又 は う。 部 が 内 前 条第 に あ る市 項 町 \mathcal{O} 村 規 定に に あ ょ 0 て ŋ 基 は、 本 特定間 方 針 に定 伐 等 \Diamond 倬 5 進 れ た 同 計 画 に 項 お 第 1 号 て、 \mathcal{O} 区 前 項 域 各号に掲 <u>以</u> 下 「 特 げ

る事 項 のほ か、 当該. 市 町 村の区域内にある特定植栽促進区域における特定植栽事業の実施方法及び実施 \mathcal{O}

促進のための方策に関する事項を定めるものとする。

第六 条第 項 中 「第 + 匹 条第 項」 を 「第十八条第 項 に 改 $\hat{\mathcal{S}}$ á.

第九 条第二項 第三号中 「第四 項 に お į١ <u>て</u> を 「以下」 に改 め、 同 条 第三 一項第 号中 「当該: 特定增 殖事 業計

画が」を削る。

第十一 条 第 項中 「であって」 を (第十六条にお いて単に 「林業 木材産業改善資金」 という。) であ

って」 に改め、 「含む」 の 下 に __ 第十六条にお 1 て 同 ľ を加える。

第十六条を削る。

第十 五 条中 特 定都 道 府県知 事 を 都道 府県知 事」 に改 め、 認 定 特定増殖事 業者」 の 下 に 「又は 認 定

特 定 植 栽事業者」 を、 認定特定増 殖 事 業計 画 \mathcal{O} 下に 「又は認定特定植 栽事業計 画 を加え、 同 条を第十

九条とする。

第十 ·四条第一 項 中 「 及 び 認定特定 増 殖 事 業者」 を 一、 認 定 特 定増 殖 事 業者及び認 定 特定植 栽 事 業者」 に改

め、 同 条第二項中 マスは 認定特定増 殖 事 業者」 を 認定 特定 増殖事業者又は認定 特定植 栽事業者」

又は認定特定増殖事業計 画」を「、 認定特定増殖事業計画又は認定特定植栽事業計画」に改め、 同条に次の

一項を加える。

4 地 方公共団 一体は、 第五 条第二項第 号の区域内に存する森林の森林所有者 (森林法第二条第二項に規定

する森林 所有者をいう。 その他 0 関 係者 に . 対 Ų 特定間: 伐等及び 特定増 殖 事 · 業 \mathcal{O} 実施、 を促進するために

必 要な情 報 の提供、 助言又はあっせんその他 の援助を行うよう努めなければならない。

第十四条を第十八条とし、第十三条の次に次の四条を加える。

(特定植栽事業計画の認定)

第十四 条 特定 植 栽促 進 区 域 の内に、 お į, て基本方針 (第四条第三項各号に掲げる事 項 が定め 6 れ たも のに限 る

0 以下 同 に定め 5 れた同項第二号に掲げ る事 項に基づい て特定植 栽事業を実施しようとする者 は、

その実施しようとする特定植栽事業に関する計 画 (以 下 「特定植栽 事業計 画」という。) を作成し、これ

を当該基本方針を定めた都道府県知 事に提出 して、 その認定を受けることができる。

2 特定植 栽 事 業 計 画 に は、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定植栽事業の目標

- 二 植栽する特定苗木の種類及びその調達に関する事項
- \equiv 特定苗木 を植栽する土 地 の所 在 地 及び 面 積、 当該. 土 地 0 利 用 の現況、 植栽 の時 期及び植 栽する苗 木の

本数その他農林水産省令で定める事項

- 兀 地 域 森 林 計 画 0) 対 象とな って 7 . る 民 有 林 iż おい て特定苗 一木を植り 栽する土地 の 上 にある立木を伐採 しよ
- うとする場合にあっては、 伐採する森林の所在場所、 伐採主体、 伐採面積、 伐採方法、 伐採齢その 他 農

林水産省令で定める事項

- 五 特定植栽事業の実施期間
- 六 特定植栽事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 都 道 府 県 知 事 は、 第 項 \mathcal{O} 認 定 \mathcal{O} 申 請 が あ 0 た場合にお į, て、 その特定植栽事 業計 画 が次の 各号の ٧Ì ず
- れ にも適合するものであると認めるときは、 その 認定をするものとする。
- 一基本方針に照らし適切なものであること。
- 前項第二号から第六号までに掲げ る事項が 当 該特定植 栽 事 業計 画に係る特定植 裁事業を確実に実施す

るために適切なものであること。

- 三 申請 者が特定植栽事業を適確に遂行するに足りる技術的能力その他の能力を有すること。
- 4 都 道 府 県 知 事 は、 特 定植 栽事業計 画 につい 、 て 第 項 の認定をしようとするときは 当該 特定 植 栽事業計

画 に お 1 て 特 定 描 木 を 植 栽することとされ て 7 る土地 \mathcal{O} 所在 地 \mathcal{O} 属 する市 町 村 \mathcal{O} 長 \mathcal{O} 意 見 を 聴 か な け れ ば

ならない。

- 5 都道府! 県知事 は、 前項のは 規定により市町村の長の意見を聴い た場合において第一 項の認定をしたときは
- 該 市 町村 の長に当該 認定をした旨 $\overline{\mathcal{O}}$ 通 知 をしなければならな
- 6 特定間 伐等促 進 計 画 を作 成した市 町 村 \mathcal{O} 長 が 前 項 \mathcal{O} 通 知 を受けたときは、 当該 通 知 0) 日にお 7 . て、 当 該

通 知 に 係 る 特 定 植 栽 事 業 計 画 のうち 第 五. 条 第 二項 (第三号 口 に 掲 げげ る 事 項 E 相 当す る 部 分 に · 係 る当 該 特 定 間

伐等 促 進 計 画 \mathcal{O} 変更 が され たも 0 とみ なす。 こ の 場合に お 1 て、 同 条第九 項に お 1 て準 用 する 同 条第 八 項

の規定は、適用しない。

- 7 特定間: 伐等促 進 計 画 を作成した市 町村は、 第五 一項の通. 知 が あったときは、 遅滞なく、 その旨 及び当 該 通
- 知 に係る る特定 植 裁事 ,業計 画のうち第五 条第二項第三号 口 · に掲 げる事項に相当する部分を公表しなければ な

らない。

(特定植栽事業計画の変更等)

第十五条 前条第 項 \mathcal{O} 認定を受けた者 (以 下 「認定特定植栽事業者」 という。) は、 当該認定に係る特定

植 栽 事 業 計 画 を変更 しようとするときは、 当 該 認 定を L た都 道 府 県 知 事 \mathcal{O} 認 定を受け な け れ ば な 5 な

2 都 道 府 県 知 事 は、 認 定 特 定植 栽 事 業者が 当 該 認定に係 る特定植 栽 事 業 計 画 **(前** 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 変更 0 認

定が あったときは、 その変更後のも *O*, 以 下 「認定特定植 栽 事 業 計 画 という。 に従って特定植栽 事

を実施してい ないと認 めるときは、 その認定を取り消すことができる。

3

都道府!

県

知

事

は、

認

定特

定植栽

事

業計

画

が

前条第三項各号の

いず

れ

か

に適合しない

るときは 認定 特定 植 栽 事 業者 に 対 して、 当 該 認 定特力 定 植 栽 事 業 計 画 \mathcal{O} 変更を指 宗し、 又はその 認定、 を取

り消すことができる。

4 前 条第三項 へから第-七 項までの規定は、 第 項 \bigcirc 認定に つい て準用する。

(林業・木材産業改善資金の償還期間の特例)

第十六条 林業 木材 産 業改 多 善 資 金 で あって、 認定 人特定植⁴ 栽 事 業者 が認定 特定植物 栽 事 業計 画 に従 って特定 植

栽事 業を実施 す るのに 心要ない もの 0) 償 湿期! 間 は、 林業 木 材産業改 善資 金助 成法 第五 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 に か

8

業

ものとなったと認

かわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(伐採の届出の特例等)

第十 七 条 第 八 条 \mathcal{O} 規 定 は、 認定特 定植 |栽事 業者 (伐採主体として認定特定植 栽 事 業 計 画 に記 載され た者 が

当該 認定 特 定 植 栽事 業者で、 な い場合に あって は、 その者。 第三項 に お いて同 r. が 認 定 特 定 植 栽 事 業 計

画 (第十四条第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。) に従って行う立木の伐採に つい て準 用 する。

2 認定特定 植 栽 事 業者 は、 農林水産省令で定めるところにより、 認定特定植栽 事 業 計 画 に記 載され た前 項

 \mathcal{O} 伐採 及 (び当該: 伐採: 後 の値 一栽に係る る森林の 状況について、 市町村 \mathcal{O} 長に い報告し、 なけ れば、 な らない。

3 市 町 村 \mathcal{O} 長 は 認 定 特 定 植 栽 事 業者 \mathcal{O} 行 0 てい 、る第 項 \mathcal{O} 伐採 又 は 当 該 伐 採 後 \mathcal{O} 植 栽 が 認 定 特 定 植 栽 事

業 計 画 に 記 載 され た伐採一 面 積、 伐採 方法若しくは伐採 齢 又は 伐採 後に植 栽 する特 定苗木 \mathcal{O} 種 類若 しく は 植

栽 \mathcal{O} 時 期 に関する事 項に従ってい ない と認めるときは、 その者に対し、 その伐採及び伐採後の 植 栽に関 す

る事 項に従 って伐採 Ļ 又は伐採後の植栽をすべき旨を命ずることができる。

本則に次の見出し及び三条を加える。

(罰則)

第二十条 第十七条第三項の規定による命令に違反した場合には、 当該違反行為をした者は、 百万円以下の

罰金に処する。

第二十一条 第十七条第二項又は第十九条の規定による報告をせず、 又は 虚偽の報告をした場合には、 当 該

違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務

行為者を罰するほか、

その法人又は人に対しても各本条の刑

を

科する。

に関し、

前二条の違反行為をしたときは、

附 則

(施行期日)

1 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

(森林経営管理法の一部改正)

2 森林 経営管理法 平 成三十年法律第三十五号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第四十二条第一項ただし書中 「第十条の九第三項」 の 下 に 「若しくは森林の間伐等の実施 の促進に関 す